

事業の承継に関する実行報告書
年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		責任者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍又は 設立国		
	職業又は営んで いる事業の内容				
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		責任者の氏名	
		住所又は主たる 事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番 号及び電子メールア ドレス)					

下記のとおり報告します。

1 本報告書の前提となる事前 届出の受理年月日及び受理 番号		
2 承継又は処分の別		
3 承継又は処分年月日		
4 承継又は処分の対価		
5 方 法 等 承 継 又 は 処 分	(1) 承継又は処分の 方法	<input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の一部の譲受け <input type="checkbox"/> 吸収分割 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(2) 承継又は処分対象 の事業内容	
6 その他の事項		

(記入要領)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「5 承継又は処分方法等」欄中「(2) 承継又は処分対象の事業内容」欄は、「1 本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたもの同一である場合は、その旨記載することで詳細の記載を省略することができる。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

報告書記入例

事業の承継に関する実行報告書
○年 ○月 ○日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名 <名称> 日本語表記：エイ・ビー・シー・ジャパン株式会社 英語表記：ABC Japan., Ltd <代表者の氏名> 日本語表記：エックス・ワイ・ゼット 英語表記：XYZ			
	住所又は主たる事務所の所在地	東京都中央区○○町○番地	国籍又は設立国	日本	
	職業又は営んでいる事業の内容	医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入			
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名 ○○株式会社 代表者 甲野 太郎		
		住所又は主たる事務所の所在地	東京都中央区○○町○番地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)	担当者氏名：乙野二郎 (○○株式会社経理課) 電話番号：○○-○○○○ 電子メールアドレス：jiro_otsuno@○○.co.jp			

下記のとおり報告します。

1	本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号	○年○月○日付 XD 第○号
2	承継又は処分の別	承継
3	承継又は処分年月日	○年○月○日
4	承継又は処分の対価	【注：「US \$ 1,000,000.-」、「¥300,000,000.-」等と記入すること。】
5 方法等	(1) 承継又は処分の方法	<input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input checked="" type="checkbox"/> 事業の一部の譲受け <input type="checkbox"/> 吸収分割 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(2) 承継又は処分対象の事業内容	「1 本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたものと同一
6	その他の事項	

(記入要領)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 7 「5 承継又は処分方法等」欄中「(2) 承継又は処分対象の事業内容」欄は、「1 本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたものと同じである場合は、その旨記載することで詳細の記載を省略することができる。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

対内直接投資等の届出に係る「事業の承継に関する実行報告書」の記入の手引

1. 報告が必要な取引又は行為

外国投資家が本邦にある会社から事業の譲受け、吸収分割及び合併によって事業を承継することにつき、過去に「事業の承継に関する届出書」（別紙様式第六の二）を提出している場合の、当該事業の承継又は承継した事業の処分のうちいずれかの行為。

2. 報告の時期

実行日から 45 日以内に報告をして下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

—— 45 日目が休日（日本銀行の営業日以外の日をいいます。）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

3. 提出書類及び提出部数

「事業の承継に関する実行報告書」（別紙様式第二十二の三）・・・1 通

4. 報告書の提出先と照会先

（1）提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

（2）本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点）

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「3 承継又は処分年月日」の「実行年月日」に記載した「年月日」（複数日に亘る場合は初日）を入力して下さい。